

## ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価

### <評価の結果及び勧告>

総務省では、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

#### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

復興、総務、国土交通担当評価監視官室

担当：千葉、永岡

電話：03-5253-5456（直通）

FAX：03-5253-5457

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※政策評価書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

## 調査の背景

- 少子高齢化、人口減少、グローバル化を始めとする時代の大きな変化の中で、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進は極めて重要な課題
- 仕事と生活の調和が実現した社会の実現に向け、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成19年12月18日策定。平成22年6月29日改定)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(同)に基づき、官民が一体となった取組を推進

## 評価の対象

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策

【資料1～3】

## 調査対象機関

### 調査対象機関

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

### 関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、事業者等

## 政策効果の把握手法

### ロジック・モデルの作成

行動指針に設定された各指標について、国の施策・事業との因果関係や外部要因を把握するため、ロジック・モデル(※)の例を作成

### 統計分析

各指標に対する国の施策・事業の影響等を把握・分析するため、アンケート調査(事業所及び就業者を対象に、平成24年7月実施)の結果等を基に、統計分析を実施

### 事例分析

関係6府省、都道府県、市区町村、事業者等を対象に、施策・事業の実施状況等を把握するため、実地調査を実施

※ 指標とその数値目標の達成に向けた政策手段(国の施策・事業等)との因果関係及び各指標に影響を及ぼす外部要因との関係等を把握・分析するため、政策手段から効果(アウトカム)の発現に至るまでの経路等を明らかにするもの

## 主な勧告事項

- 1 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実
- 2 指標の設定等に関する見直しの実施
- 3 国の施策・事業の効果的な取組の推進

勧告日:平成25年6月25日

勧告先:内閣府、厚生労働省、文部科学省

## 1 ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況

## 政策目標

- 行動指針において、社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる14指標(※)について、平成32年等に達成すべき数値目標を設定

※ 行動指針において、仕事と生活の調和した社会の実現に向け、具体的には、「Ⅰ 就労による経済的自立が可能な社会」、「Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会」の三つの目指すべき社会と対応して、14指標を設定

## 効果の発現状況

- 14指標のうち、
- ① 行動指針策定時又は改定時以降、数値が多少とも改善しているものが11指標
  - ② さらに、数値目標の水準に達したものが1指標(※)

※ 在宅型テレワーカーの数

## 評価結果

- 本政策(官民一体の取組)によって一定の効果あり
- 今後の本政策による効果の把握に当たっては、14指標のうち、例えば、保育等の子育てサービスを提供している割合(※1)については、子ども・子育て関連3法(※2)に基づく新制度に関する取組等の動向について注視していく必要

※1 保育サービス(3歳未満児)及び放課後児童クラブ(小学1年～3年)  
 ※2 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法においては、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされている。

## 〈指標の動向〉

指標	行動指針策定時等	最新値等	目標値 (平成32年)
<b>I 就労による経済的自立が可能な社会</b>			
<b>① 就業率</b>			
20～64歳	74.7%(22年)	<74.8>%(23年)	80%
15歳以上	56.6%(22年)	<56.6>%(23年)	57%
20～34歳	73.7%(22年)	<74.2>%(23年)	77%
25～44歳女性	64.9%(18年)	<66.8>%(23年)	73%
60～64歳	52.6%(18年)	<57.1>%(23年)	63%
②時間当たり労働生産性の伸び率	1.6% (8年度～17年度の10年間平均)	1.3% (14年度～23年度の10年間平均)	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準
③フリーターの数	187万人(18年)	183万人(22年)	124万人 (比・7割比で約半減)
<b>II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会</b>			
④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	40.5%(22年)	46.3%(23年)	全ての企業で実施
⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%(18年)	9.1%(24年)	(10.0%(20年)から)5割減
⑥年次有給休暇取得率	48.1%(22年)	49.3%(23年)	70%
⑦メンタルヘルスマスクに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%(19年)	43.6%(23年)	100%
<b>III 多様な働き方・生き方が選択できる社会</b>			
⑧在宅型テレワーカーの数	320万人(22年)	930万人(24年)	700万人(27年)
⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	[13.8]%(22年)	[20.5]%(23年)	29%
<b>⑩自己啓発を行っている労働者の割合</b>			
正社員	46.2%(17年)	43.8%(22年)	70%
非正社員	23.4%(17年)	19.3%(22年)	50%
⑪第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0% (12年～16年)	38.0% (17年～21年)	55%
<b>⑫保育等の子育てサービスを提供している割合</b>			
保育サービス(3歳未満児)	20.3%(19年)	25.3%(24年度)	44%(29年度)
放課後児童クラブ(小学1～3年)	19.0%(19年)	22.9%(24年度)	40%(29年度)
⑬男性の育児休業取得率	0.50%(17年)	[2.63]%(23年)	13%
⑭6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分 (18年)	67分(23年)	2時間30分

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 太枠は、行動指針策定時等以降、改善した指標である。  
 3 [ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)を除く全国の結果である。  
 4 < >内の割合は、被災3県を含めて総務省統計局が補完的に推計した値である。

## 2 主な勧告事項

評価書P16～29

### (1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

#### 制度の概要等

- 内閣府では、行動指針に基づく国の取組事項ごとに、関係府省のワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業を把握し、取りまとめ
- 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」は、行動指針に基づき点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携を推進
- 「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」は、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するため開催

#### 評価結果

- 内閣府では、数値目標に対応して国の施策・事業を位置付けていない。安心こども基金等複数の事業が含まれる場合には、個別に数値目標に対応して位置付ける必要
- 評価部会において、数値目標の達成に向けた国の施策・事業の効果の把握・分析、その結果に基づく施策・事業の見直しが不十分
- 連携推進会議において、関係府省間での重複の排除、連携した実施など、国の施策・事業を効率的、効果的に推進するための連携は未実施

#### 勧告要旨

- 複数の個別事業等が含まれる施策・事業を含め、主要な国の施策・事業について、ロジック・モデルを作成するなどにより、数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること
- 評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の効果等の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと  
また、その旨を開催要綱等に明確に記載すること
- 府省間の重複の排除や連携の強化等により、連携推進会議の活用を図ること  
また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを機能として位置付け、その旨を開催要綱等に明確に記載すること [以上、内閣府]

#### 〈仕事と生活の調和推進体制図〉



(注)内閣府の資料に基づき当省が作成した。

## (2) 指標の設定等に関する見直しの実施

評価書P36～42、P66～69、P82～84、116～118

### 制度の概要等

- 行動指針において、社会全体の目標として、フリーターの数、メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合、在宅型テレワーカーの数、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))など、14指標の数値目標を設定

### 評価結果

- 数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、参考指標の設定が必要

#### ① 「フリーターの数」

- ・ 平成15年から22年にフリーターの数は約34万人減少(約16%減少)しているが、フリーターの割合は微減(0.1%減少)
- ・ 若年層の不本意非正規(※)の割合は高く、それらの正規雇用化が重要な課題  
(全年齢平均:22.3%、20歳～24歳:42.4%、25歳～29歳:49.0%、30歳～34歳:39.3%)

※ 非正規雇用の労働者で正規雇用を希望する者

#### ② 「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」

- ・ 大規模の事業所(500人以上)では約95%から100%と進んでおり、中小規模の事業所での導入推進とともに、大規模の事業所での措置内容の充実の促進が課題

#### ③ 「在宅型テレワーカーの数」

- ・ 勤務先におけるテレワークに係る制度の有無が要件とされていないが、ワーク・ライフ・バランスの趣旨に照らし、勤務先の制度に基づく在宅型テレワーカーの数等の把握が必要

- 「保育サービス(3歳未満児)」の算定方法は、認可保育所の利用児童数を計上。子ども・子育て関連3法に基づく新制度(新たに地域型保育事業(小規模保育等)が認可事業として追加)の本格施行を見据え、算定方法の見直しが課題

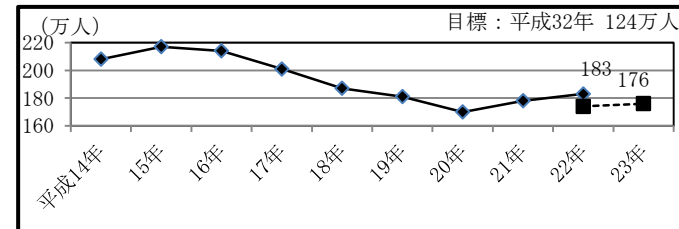
### 勧告要旨

- フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等の参考指標を設定するよう、見直しを行うこと

- 保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと [以上、内閣府]

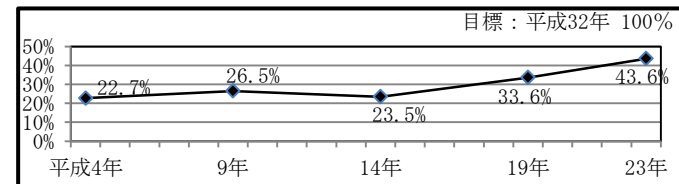
(参考)

〈フリーターの数の実績〉



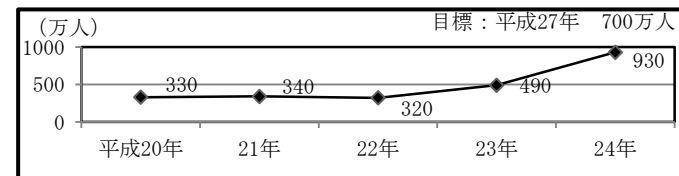
(注) 1 「労働力調査」(総務省統計局)に基づき当省が作成した。  
2 点線は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果である。

〈メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合の実績〉



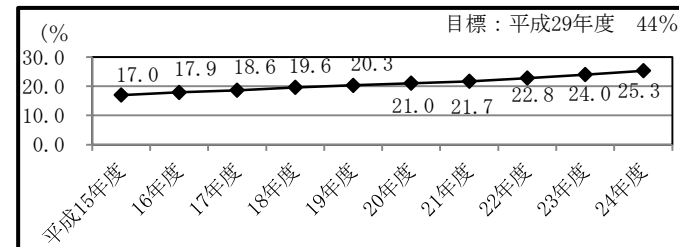
(注) 1 「労働者健康状況調査」(厚生労働省)及び「平成23年労働災害防止対策等重点調査」(厚生労働省)に基づき当省が作成した。  
2 平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く値である。

〈在宅型テレワーカーの数の実績〉



(注)「テレワーク人口実態調査」(国土交通省)に基づき当省が作成した。

〈保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))の実績〉



(注) 3歳未満人口は「人口推計」(総務省)及び「国勢調査」(総務省)に基づき、また、保育所利用児童数は「福祉行政報告例」(厚生労働省)、「保育所関連状況取りまとめ」(厚生労働省)等に基づき当省が作成した。

指標：週労働時間60時間以上の雇用者の割合・年次有給休暇取得率

施策・事業の概要等

- 厚生労働省では、中小企業における労働時間等の設定改善(所定外労働の削減等)の推進のため、労働時間等設定改善推進助成金事業を実施
- 事業の実施に当たっては、平均所定外労働時間の削減に併せて、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組が重要

評価結果

- 同助成金事業の実施により、事業場における平均所定外労働時間の減少等の改善傾向がみられるが、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は把握されておらず、その削減に向けた具体的な取組は事業要綱等において不明確

勧告要旨

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと  
また、長時間労働の抑制等の更なる推進のため、助成以外の手法を含め幅広く検討すること  
[厚生労働省]

労働時間等設定改善推進助成金

指標：保育等の子育てサービスを提供している割合

施策・事業の概要等

- 厚生労働省では、家庭的保育者(保育士等)が自身の居宅等において少数の就学前児童を保育する家庭的保育事業を実施する市区町村に対し、必要な経費を補助

評価結果

- 市区町村において家庭的保育者の「なり手」の確保に苦慮しているものあり  
(利用児童数等について自ら定めた目標を達成できなかった10市区のうち7市区)

勧告要旨

- 家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと  
[厚生労働省]

家庭的保育

施策・事業の概要等

- 厚生労働省では、小学校の就学児童に遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営経費等を補助

評価結果

- 市区町村において、余裕教室等実施場所の確保が困難としているものあり  
(調査した31市のうち27市)

勧告要旨

- 市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、担当部局と教育委員会との連携が一層図られるよう要請すること  
[厚生労働省及び文部科学省]

放課後児童クラブ